

令和7年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条の規定に基づき、令和7年度における公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 内部公益通報について

(1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口として公益監察員を置き、行政運営上の違法な行為等に関する通報を受け付け、調査等を実施し、報告を受けるもの。

(2) 令和7年度における内部公益通報の件数

2件（参考：令和6年度 2件）

(3) 内部公益通報の概要等

- ① 消防局の職員が、平成27年度以前において不正に時間外勤務手当を受給した等の通報があり、関係する職員に事情を確認したところ、実際に勤務していない者に時間外勤務手当が支給され、実際に勤務していた者に時間外勤務手当が支給されていなかったことが認められ、外形的には内部通報対象事実には該当すると結論付けられた。

もっとも、消防本署全体で行われていた運用であり現時点でその責任の所在等を確認・判断することは困難であることや、平成27年1月以降の夜間勤務体制変更後は当該運用が行われていないことから、是正措置等の勧告には至らなかった。

- ② 消防局の職員が、令和6年度において所定の休憩時間を超過して取得していた等の通報があり、関係する職員に事情を確認したところ、通報内容を裏付ける具体的な供述は得られなかったため、内部通報対象事実とは認められないと結論付けられた。

2 外部公益通報について

(1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者等（市職員等以外）の労務提供先において、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定により、処分又は勧告等をする権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

(2) 令和7年度における外部公益通報の件数

0件（参考：令和6年度 0件）

以上